大仙市国土強靭化地域計画

「起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果」及び「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」 (令和 5 年 1 2 月 改定)

目標 1 「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」

最悪の事態 1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」

【想定】耐震性の低い住宅・建物が倒壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①住宅の耐震化	①住宅の耐震化	建築住宅課
・災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化	・住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止し、災害に強い	
を推進する必要がある。	まちづくりを進めるため、住宅の耐震化促進に向けて、住民	
	への普及啓発や耐震診断・耐震改修に関する支援を実施する	
	とともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。	
②住宅地の液状化対策	②住宅地の液状化対策	都市管理課
・震災時発生する市街地・住宅地等の液状化現象による被害	・液状化現象による住宅の倒壊等の被害を防止するため、開発	
を局限するため、液状化対策を推進する必要がある。	行為の協議時、液状化対策について指導する。	
③公共建築物の耐震化	③公共建築物の耐震化	建築住宅課
・公共建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の	・災害時の拠点機能を確保し災害に強いまちづくりを進める	
災害対応拠点施設として想定される。災害時の機能確保のた	ため、耐震改修促進計画を策定するとともに、住宅・建築物	
め、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	安全ストック形成事業等を推進する。	
④学校の耐震化	④学校の耐震化	教育総務課
・小中学校の耐震化は、平成23年度に完了し、体育館の天	・小中学校の耐震化は、平成23年度に完了し、体育館の天	
井、照明器具など非構造部材の落下防止対策は平成27年度	井、照明器具など非構造部材の落下防止対策について点検す	
に完了している。	る。	
⑤社会福祉施設等の耐震化	⑤社会福祉施設等の耐震化	社会福祉課
・社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く	・未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえつ	
利用することから、その耐震化を推進する必要がある。	つ、補助事業等の活用により、耐震化を推進する。	
⑥都市基盤等の整備	⑥都市基盤等の整備	都市管理課
・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保	・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保	
や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画道路)整備等	や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画道路)整備等	
の都市基盤整備を推進する必要がある。	の都市基盤整備を推進する。	

F		
【想定】家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑦家具類の転倒・落下防止対策	⑦家具類の転倒・落下防止対策	総合防災課
・家具の固定など家庭やオフィスにおける室内安全対策は、	・家庭や事業所における室内の安全及び避難通路確保のた	広域消防
揺れから身を守るだけでなく、火災の発生や避難障害の発生	め、家具、棚、デスクの固定などの普及啓発を図る。	
防止にもつながり、より迅速な避難が可能となることから、		
普及啓発に取り組む必要がある。		
【想定】空き家の倒壊・火災により被害が拡大する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑧空き家対策	⑧空き家対策	総合防災課
・所有者等による適正な管理が行われていない空き家が増加	・所有者等による適正な管理が行われていない空き家の倒壊	
し、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸	等による被害の拡大を防止するため、空き家調査を定期的・	
念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要があ	随時実施し、その所有者等に適正管理の助言・指導などを行	
る。	っていくほか、危険空き家等解体補助金の活用により、解体	
	に対する支援を実施する。	
【想定】住宅火災の発生に気づかない、逃げ遅れる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑨住宅用火災警報器の設置	⑨住宅用火災警報器の設置	広域消防
・住宅用火災警報器の設置は、火災の発生を早期に知らせる	・火災時、逃げ遅れによる死者等の発生を防ぐため、行政機	
ことで、逃げ遅れによる死者の減少につながることから、未	関等と連係し、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発と	
設置世帯への普及啓発にさらに取り組む必要がある。	消火器の設置を併せて促進する。	
【重要業績評価指標】		
■住宅の耐震化率 84.3% (平成30年) →目	標:86.3%(令和6年)	
■公共特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 99%(令和2年)→目標:100%(令和6年)		
■学校施設の耐震化率 100% (平成23年)		

- 2 -

44. 2 km、未着手 27. 0 km、計画延長 71. 2 km 整備率:62%(令和 2年)→随時拡充

■住宅用火災警報器の設置率 72% (令和2年) →随時拡充 (※大曲仙北広域市町村圏組合消防本部、抽出調査より)

■都市計画道路の整備

最悪の事態 1-2 「 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」

【想定】河川氾濫により、堤防などが損傷する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①河川改修等の治水対策	①河川改修等の治水対策	道路河川課
・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実	・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の	
施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策	治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所	
を推進する必要がある。	から優先的に対策を推進する。	
②河川関連施設の老朽化対策	②河川関連施設の老朽化対策	道路河川課
・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るも	・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を	
のであり、国、県と連携して、老朽化対策を推進する必要が	推進する。	
ある。		
【想定】内水氾濫により家屋等が浸水する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③田んぼダムの計画的な整備	③田んぼダムの計画的な整備	総合防災課
・住宅地、市街地等への流水を抑制するため、田んぼダムの	・住宅地、市街地等への流水を抑制するため、田んぼダムの	農林整備課
整備を推進する必要がある。	整備を計画的に推進する。	
④排水施設の整備	④排水施設の整備	都市管理課
・農耕地及び市街地での内水氾濫を抑制するため、計画的な		
側溝等排水施設の整備を推進する必要がある。	側溝等排水施設の整備を推進する。	
	・開発行為の協議において計画的な排水施設の整備を指導す	
	る。	
⑤防災集団移転	⑤防災集団移転	道路河川課
・河川増水時に浸水被害が想定されている区域において、対		
象世帯を安全な場所へ移転する必要がある。	るため居住地を整備する。	
【想定】浸水地域に要救助者が取り残される		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥洪水ハザードマップ等の作成	⑥洪水ハザードマップの作成	総合防災課
・想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指		
定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し、想定さ		
れる被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要があ	新たな洪水ハザードマップを作成し、周知する。	

る。		
⑦地区防災マップ・マイタイムラインの作成	⑦地区防災マップ・マイタイムラインの作成	総合防災課
・各自主防災組織等ごと、地区防災マップ・マイタイムライ	・各自主防災組織等と連携し、地区防災マップ・マイタイム	
ンの作成支援を推進し、災害時の逃げ遅れゼロを目指す必要	ラインの作成支援を推進し、活用方法について指導する。	
がある。		
⑧避難指示等の判断基準等の策定(水害)	⑧避難指示等の判断基準等の策定(水害)	総合防災課
・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発	・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難	
令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル	指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を随時更新してい	
(水害)」を策定している。	< ∘	
⑨避難要領の検討	⑨避難要領の検討	総合防災課
・指定避難所が浸水し、避難行動が困難となる地域があるた	・指定避難所が浸水し、避難行動が困難となる地域があるた	
め、広域避難等新たな避難要領について検討する必要がある。	め、大仙市内及び大仙市外への広域避難等新たな避難要領に	
	ついて検討する。	

- ■洪水ハザードマップの策定 策定済み(令和3年)
- ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 策定済み (随時更新)

【推進する事業】

- ■田んぼダムの整備
- ■地区防災マップ・マイタイムラインの作成支援

■防災集団移転

最悪の事態 1-3 「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」

【想定】土石流・崖崩れ等に巻き込まれる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①土砂災害対策施設の整備	①土砂災害対策施設の整備	道路河川課
・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土	・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、引き続き	
石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所	県と連携し土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地	
等に災害防止施設の整備を推進している。	崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を推進する。	
②土砂災害警戒区域等の指定	②土砂災害警戒区域等の指定	総合防災課
・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	道路河川課

る土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、	る土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、	
促進する必要がある。	促進する。	
③土砂災害ハザードマップの作成・周知	③土砂災害ハザードマップの作成・周知	総合防災課
・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	道路河川課
る土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザード	る土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザード	
マップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等に	マップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等に	
ついて周知する必要がある。	ついて周知する。	
④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)	④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)	総合防災課
・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発	・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難	
令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル	指示等の判断・伝達マニュアル (土砂災害)」を随時更新す	
(土砂災害)」を策定している。	る。	
【		

- ■土砂災害ハザードマップの策定 策定済み(令和3年)
- ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 策定済み(随時更新)

最悪の事態 1-4 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」

【想定】道路が雪で通行不能になる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①道路除雪等による冬期の交通確保	①道路除雪等による冬期の交通確保	道路河川課
・国、県、市の道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪	・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとと	
計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでお	もに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を	
り、今後も計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強	推進する。	
化を推進する必要がある。		
・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進	・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進	
する必要がある。	する。	
【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②雪下ろし事故防止対策	②雪下ろし事故防止対策	総合防災課
▶・高齢者による雪下ろし、除排雪事故が多い。ヘルメットや	・雪下ろし技能講習会を実施し、雪下ろし時の安全対策の普	広域消防

命綱の未着装、はしご固定をしていない、一人作業等、安全対策が不十分なことによる事故が多い傾向にある。 ・安全対策の徹底とともに、「作業はいつも危険と隣り合わせ」という自己意識を持たせる(持つ)ような取り組みの必要がある。 ・雪下ろしによる事故を未然に防止するため、「雪下ろし注意情報」の「防災ネットだいせん」による注意喚起や雪下ろし安全用具の貸出しを行っており、更なる雪下ろし作業の危険性の周知と安全用具の利用促進を図る必要がある。	図る。 ・「雪下ろし安全セット」の周知及び貸出を積極的に行うとともに、積雪量、天候状況を見計らい作業時の事故防止に万全を期すよう、広報車で巡回広報を行い、雪下ろし作業時の事故防止に万全を期す。 ・効果的な周知・啓発のため「防災ネットだいせん」への登	
③克雪化住宅の普及促進	③克雪化住宅の普及促進	建築住宅課
	・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のた	
負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下	め、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、	
ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取り組み	克雪化住宅の普及促進を図る。	
を推進する必要がある。		
【想定】暴風雪・積雪により家屋が倒壊・損傷する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④暴風雪・積雪被害予防に対する普及啓発	④暴風雪・積雪被害予防に対する普及啓発	総合防災課
・暴風雪・積雪による被害に対する意識を向上させるため、	・暴風雪・積雪による被害に対する意識を向上させるため、	
注意喚起を行うとともに、事前防止等に関して防災講話、自	大仙市雪対策総合計画に基づく事業の周知と、防災講話、自	
主防災組織の活動を通じ普及啓発を実施する必要がある。	主防災組織の活動等を通じ暴風雪・積雪被害予防に関する普	
	及啓発を実施する。	
再掲1-4-③克雪化住宅の普及促進	再掲1-4-③克雪化住宅の普及促進	建築住宅課
・既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの	・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のた	
負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下	め、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、	
ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取り組み	克雪化住宅の普及促進を図る。	
を推進する必要がある。		

- ■除雪計画の見直し 毎年実施(基本計画は5ヶ年、除雪機の計画台数など毎年見直しをしている部分有り)
- ■克雪化リフォーム実施件数 74件(令和元年)→目標:75件/年

【推進する事業】

- ■除雪機械整備事業 市所有除雪機械117台(令和5年10月末)
- ■除雪情報提供システム整備事業

最悪の事態 1-5 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」

Γ		
【想定】関係機関の情報が途絶する	,	
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①関係行政機関等による情報共有体制の強化	①関係行政機関等による情報共有体制の強化	総合防災課
・災害時には、市、広域消防、警察、気象台など関係機関と	・市、消防、警察、気象台など関係機関との防災訓練等を通	広報広聴課
の情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応	じ、情報収集、共有体制の強化を図る。	広域消防
急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要があ	・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネ	
る。	ットワークであるLGWAN接続回線を冗長化を維持し、通	
・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネ	信の継続性を確保する。	
ットワークであるLGWAN接続回線を冗長化し、通信の継		
続性を確保する必要がある。		
②県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制	②県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制	総合防災課
の強化	の強化	広報広聴課
・県総合防災課(県災害対策本部)と市、広域消防、自衛隊、	・県総合防災課(県災害対策本部)と防災関係機関との情報通	広域消防
地域振興局等の防災機関との情報通信手段として整備した「秋	信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平	
田県総合防災情報システム」(平成27年度運用開始)により、	成27年4月運用開始)の確実な運用のため、県と連携した	
情報伝達体制の強化を図ることとしている。	配信訓練等を定期的に実施し、情報伝達体制の強化を図る。	
③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保	③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保	総合防災課
・県と市等は、一般電話回線や県総合防災情報システムによ	・L アラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メ	
る基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、L アラ	一ルの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報	
ートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発	集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携した配信	
信機能、市等の関係機関との情報共有機能等を持つ「県情報	訓練等を定期的に実施し、情報伝達体制の強化を図る。	
集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段		
の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図るこ		
ととしている。		

1	1	
【想定】被害現場の情報が届かない(把握できない)		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集	④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集	広域消防
・消防の可搬型画像システム及びドローンよる災害対策本部	・消防の可搬型画像システム及びドローンによる災害対策本	
室への映像送信により、迅速な情報収集及び関係機関との情	部室への映像送信により、迅速な情報収集及び関係機関との	
報共有を図る必要がある。	情報共有を図る。	
【想定】市民へ情報伝達ができない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備	⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備	総合防災課
・市民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメー	・住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメー	広報広聴課
ル、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブッ	ル、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブッ	
ク、ラインなど多様化を進めているが、今後も複数の伝達手	ク、ラインなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段	
段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める	を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。	
必要がある。	・情報伝達を確実にするため、IT情報へのアクセスが難し	
・定住、在留、一時的滯在外国人等への情報伝達は、「やさし	い高齢者等への情報提供に有効な防災ラジオの活用について	
い日本語表記」とする必要がある。	周知啓発を図る。同時に受信環境の整備や、スマートフォン	
	用アプリの普及に努める。	
	・定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさ	
	しい日本語表記」に努める。加えて多言語での発信の充実や、	
	位置情報や映像等視覚的な情報の付加など、わかりやすい情	
	報伝達に努める。	
⑥県災害情報発信システムによる情報伝達	⑥県災害情報発信システムによる情報伝達	総合防災課
・県総合防災課が、災害時における河川水位状況や道路の通	・県総合防災課が、災害時における河川水位状況や道路の通	
行規制等に関する情報を視覚的(GPSの位置情報や現場写真	行規制等に関する情報を視覚的(GPSの位置情報や現場写	
等)に発信するために整備した「秋田県災害情報発信システ	真等) に発信するために整備した「秋田県災害情報発信シス	
ム」を活用する必要がある。	テム」を積極的に活用する。	
⑦」アラートによる情報伝達	⑦Jアラートによる情報伝達	総合防災課
・国からの災害関連情報を迅速かつ確実に受信するため、「全	_ · · · · · · · - · · · · · · · · · · ·	
国瞬時警報システム」(J アラート)を導入しており、定期的		
な運用試験等により確実な受信体制を強化する必要がある。	を図る。	
	- 8 -	

⑧自主防災組織・社会福祉施設等との連携

・災害時、速やかに正確な避難情報等を伝達するため平素か ・災害時、速やかに正確な避難情報等を伝達するため平素か 社会福祉課 ら自主防災組織・社会福祉施設等と連絡手段等の整備を推進 する必要がある。

|再掲1-2-⑦避難指示等の判断基準等の策定(水害)

・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発 令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル (水害)」を策定している。

|再掲||1-3-④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)|

・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発 指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を随時更新す 令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル (土砂災害)」を策定している。

|⑧自主防災組織・社会福祉施設等との連携|

ら自主防災組織・社会福祉施設等と連絡手段等について計画 的な整備を推進する。

総合防災課

||再掲1-2-⑦避難指示等の判断基準等の策定(水害)

・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難 指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を随時更新する。

|再掲1-3-④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)

・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難

総合防災課

【重要業績評価指標】

- ■LGWAN回線数(市役所庁舎) 2回線(平成29年)
- L GWA N回線数 (広域消防) 0回線(平成2年)
- ■県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ■県情報集約配信システムの導入 整備済み
- ■登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインの導入 整備済み
- 「アラート自動起動装置整備 整備済み
- ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 策定済み
- ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 策定済み

最悪の事態 1-6 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する 最悪の事態を回避するための推進方針 担当部局 脆弱性の評価結果等 ①自主防災活動の充実・強化 ①自主防災活動の充実・強化 総合防災課 ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地 域住民に対し、自主防災組織の活動をさらに働きかける必要「域住民に対し、自主防災組織の活動を働きかける。 がある。

②地域の防災・避難訓練の実施	②地域の防災・避難訓練の実施	総合防災課
・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団	・地域防災力の強化を図るため、市、自主防災組織、水防管	広域消防
体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施す	理団体、ボランティア団体、地域住民等が連携した訓練を実	
るとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、	施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘	
初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所	導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避	
の開設、運営等の訓練を促進する必要がある。	難所の開設、運営等の訓練を促進する。	
③防災講話等の充実	③防災講話等の充実	総合防災課
・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後	・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後	広域消防
も町内会や自主防災組織に市職員及び消防職員を派遣し、防	も町内会や自主防災組織に市職員及び消防職員を派遣し、防	生涯学習課
災に関する普及啓発を図る必要がある。	災に関する普及啓発を図る。	
④学校における防災教育の充実	④学校における防災教育の充実	教育指導課
・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時	・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時	
に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防		
災教育の充実を図る必要がある。	及び「危機管理マニュアル」に基づいた防災教育の充実を図	
	る。	
⑤多様な団体が参画する防災訓練(総合防災訓練)の実施	⑤多様な団体が参画する防災訓練の実施	総合防災課
・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災		
関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災		
訓練を、今後も継続して実施する必要がある。	訓練を隔年で実施する。	, , , , , , , ,
	・地域住民も含めた広域避難の実働訓練についても検討す	
	る。	
【重要業績評価指標】		
■防災講話等の実施回数(広域消防) 400回(令和元年	三)→維持	
■防災講話等の実施回数(総合防災課) 29回(令和元年		

100%(令和元年)→維持

■防災訓練等を実施する学校の割合

目標2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①共同備蓄物資の計画な整備	①共同備蓄物資の計画的な整備	総合防災課
・県と連携し、災害発生時に必要となる物資19品目を「共	・県との「共同備蓄品目」の備蓄について、平成30年度に	
同備蓄品目」とし、災害発生時から3日分を整備する必要が	目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料	
ある。また、賞費期限のある食料、飲料水等の計画的な更新	水等の計画的な更新を行う。	
を行う必要がある。		
②民間事業者との物資調達協定の締結	②民間事業者との物資調達協定の締結	総合防災課
・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者	・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者	
から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。	から物資を調達できる協定の締結に努める。	
【想定】救援物資が必要な時期・場所に届かない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③自助による備蓄の促進	③自助による備蓄の促進	総合防災課
・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、	・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、	
防災訓練・防災講話等の各種機会を通じ3日分の備蓄を推奨	防災講話等を通じ3日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。	
する必要がある。		
④避難所等への備蓄の促進	④避難所等への備蓄の促進	総合防災課
・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能とな	・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能とな	
るよう、あらかじめ避難所となる施設等への備蓄及び計画的	るよう、あらかじめ避難所となる施設等への備蓄及び計画的	
な更新を推進する必要がある。	な更新を推進する。	
⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結	⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結	総合防災課
・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、	・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、	
物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要があ	物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める。	
る。		
⑥物資の輪送・保管・仕分け、給水等に関するマニュアルの	⑥物資の輪送・保管・仕分け、給水等に関するマニュアルの	総合防災課
策定・運用	策定・運用	経営管理課
・災害時における救援物資の調達・輸送・供給、給水に関わ	・災害時における救援物資の調達・輸送・供給、給水に関わ	

要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務に流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。 の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておく必要が ある。

る業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必 る業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の

【重要業績評価指標】

- ■県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み
- ■災害時における物資の供給等に関する協定の締結 NPO法人1件、スーパー6件、石油・ガス3件、飲料1件→随時拡充
- ■物資を備蓄している避難所数 75避難所→随時拡充
- ■物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1件→随時拡充

最悪の事態 2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①孤立する恐れのある地区の現状把握	①孤立する恐れのある地区の現状把握	総合防災課
・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所な	・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所な	広域消防
ど、災害危険箇所等を把握する必要がある。	ど、災害危険箇所等を把握する。	
・ドローンを活用した情報収集を積極的に行う必要があるた	・ハザードマップ、現地踏査等によるライフラインの現状確	
め、操作訓練を実施し、飛行の許可・承認者の育成が必要で	認を実施する。	
ある	・ドローン操作訓練を継続的に実施する。	
②通信手段の確保	②通信手段の確保	総合防災課
・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛	・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛	財産活用課
星携帯電話等を配備する必要がある。	星携帯電話等の配備に努める。	
【想定】孤立状態が解消できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③道路施設の老朽化対策	③道路施設の老朽化対策	道路河川課
・道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発	・道路施設の急速な老朽化に伴い、補修が必要と判断される	
生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判	箇所について、整備を推進する。	
断される箇所について、整備を推進する必要がある。		

④道路・橋梁の防災対策	④道路・橋梁の防災対策	道路河川課
・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面対策など、	・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面対策など、	
計画的に推進する必要がある。	計画的に推進していく。	
⑤発電機など電力の確保	⑤発電機など電力の確保	総合防災課
・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を推進する必要	・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を推進する。	
がある。		
⑥緊急物資の備蓄	⑥緊急物資の備蓄	総合防災課
・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、燃料、医薬品	・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃	
等の物資の備蓄を推進する必要がある。	料、医薬品等の物資の備蓄を推進する。	
再掲 1-2-①河川改修等の治水対策	再掲 1-2-①河川改修等の治水対策	道路河川課
・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実	・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の	
施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策	治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所	
を推進する必要がある。	から優先的に対策を推進する。	
再掲 1-3-①土砂災害対策施設の整備	再掲 1-3-①土砂災害対策施設の整備	道路河川課
・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県におい	・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県におい	
て土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険	て土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険	
箇所等に災害防止施設の整備を推進する必要がある。	箇所等に災害防止施設の整備を推進するよう要請する。	

- ■土砂災害対策施設の整備→随時拡充
- ■自主防災組織と連携した備蓄品等の計画的な整備→随時拡充 広報誌、ハザードマップ、「子育てファミリーのための防災ハンドブック等で周知」

最悪の事態 2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」

【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①消防施設等の計画的な整備	①消防施設等の計画的な整備	広域消防
・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を	・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を	
進めていく必要がある。また、大規模災害発生時にも消防機	進める。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するた	
能を維持するため、消防庁舎代替となる建物の指定等、対策	め、消防庁舎の代替となる建物の指定等、対策を推進する。	

を推進する必要がある。		
【想定】応急活動を行う人員が不足する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②消防団への加入促進	②消防団への加入促進	総合防災課
・減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うと	・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、更なる	
ともに、加入促進を行う必要がある。また、消防団協力事業	加入促進を図る。また、消防団協力事業所の認定及び消防団	
所の認定及び消防団応援の店の登録数拡充を継続して促進し	応援の店の登録数拡充を継続して促進する。	
ていく必要がある。		
③消防団員の知識・技術力の向上	③消防団員の知識・技術力の向上	総合防災課
・地域防災力の中核を担う消防団員の知識、技術の習得や資	・消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、秋田	広域消防
質向上を図るため、秋田県消防学校での消防団員を対象とし	県消防学校での教育訓練受講を促進する。	
た教育訓練の受講を推進する必要がある。	・消防団員に対し定期的、継続的に訓練等を実施する。	
④緊急消防援助隊の受援計画の見直し	④緊急消防援助隊の受援計画の見直し	広域消防
・大規模災害発生時等、被災都道府県内の消防力では対応困	・緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の応援体制が構	
難な場合に備え、「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相	築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し出動	
互の応援体制が構築されている。	に備えるとともに、応援隊のスムーズな受入体制を構築する	
・応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計	ため、受援計画の見直しを図る。	
画の見直しを図る必要がある。		
【重要業績評価指標】		

【里安莱稹评伽佰悰】

- ■消防団員数の条例定数充足率 77.3% (令和5年)→随時拡充
- ■消防団協力事業所数 24事業所(令和5年)→随時拡充
- ■消防団応援の店事業所数 48事業所(令和5年)→随時拡充
- ■消防団員の消防学校教育訓練受講者数 3人(令和5年)

最悪の事態2-4 「多数の帰宅困難者や観光客の避難者の発生に伴う避難の混乱」

【想定】被災者が避難所の場所を把握(知らない)していない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等	①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等	総合防災課
・災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけら	・「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みである	観光振興課

15 5 50 1 m t ou 100 m a 5 50 1 m 100 m a 5 10 100 m a 5 100 m a		
れた「指定緊急避難場所」と「指定避難所」については、指		
定済みである。	いて、新たなハザードマップの作成、広報誌への掲載、ホー	
・指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等につい		
て、新たなハザードマップの作成、広報誌への掲載、ホーム		
ページなどを通じて、周知する必要がある。		
②福祉避難所の指定	②福祉避難所の指定	総合防災課
・一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受	・要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する。	社会福祉課
け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する必要がある。		
【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③帰宅困難者支援に関する協定の締結	③帰宅困難者支援に関する協定の締結	総合防災課
・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の	・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の	
受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定を締結す	受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努	
る必要がある。	める。	
【想定】避難所等が被災して使用できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④学校、公民館等の防災機能の強化	④学校、公民館等の防災機能の強化	施設管理課
・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館に	・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館、	生涯学習課
おいて最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。	体育館等のスポーツ施設において最低限必要な避難所機能を	スポーツ振
再掲1-1-3公共建築物の耐震化	整備する。	興課
・公共建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の	再掲1-1-③公共建築物の耐震化	
災害対応拠点施設として想定される。災害時の機能確保のた	・災害時の拠点機能を確保し災害に強いまちづくりを進める	
め、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	ため、耐震改修促進計画を策定するとともに、住宅・建築物	
	安全ストック形成事業等を推進する。	
【想定】観光客等不特定多数の避難者が発生し、円滑な避難ができない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤大規模イベント等における避難計画の作成	⑤大規模イベント等における避難計画の作成	総合防災課
・大規模イベントにおける避難要領を事前に作成・準備し、	・大規模イベントにおける避難を円滑に行うため、関係機関、	広域消防
災害発生時は、関係機関と連携した避難誘導等を行う必要が		, ,
ある。	作成・準備し、共通認識を共有していく。	
	・計画の作成には、イベント企画者との協議が必要である。	
		ı

【想定】避難所外の避難者を把握できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥避難所外の場所に滞在する被災者への支援	⑥避難所外の場所に滞在する被災者への支援	総合防災課
・ライフラインが途絶した自宅のほか車中泊・テント泊など、	・指定された避難所外の場所に滞在する被災者の把握につい	社会福祉課
指定避難所外の場所に滞在する被災者の発生し、把握が困難	て、消防団及び自主防災組織等と連携し把握に努める。また、	
になることが予想されるため、対応策を検討する必要がある。	エコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を適宜行う。	
【重要業績評価指標】		
■指定緊急避難場所の指定数 118箇所(令和5年)→随	時見直し	

- ■指定避難所の指定数 99箇所(令和5年)→随時見直し
- ■福祉避難所の指定数 29箇所(令和5年)→随時見直し
- ■避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済み(令和2年一部修正)

最悪の事態 2-5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺(停滞)」

【想定】医療施設が機能を喪失する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市内の病院の業務継続体制の強化	①市内の病院の業務継続体制の強化	健康増進セ
・災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた	・災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた	ンター
「病院業務継続計画」の策定を、各医療機関に働きかけてい	「病院業務継続計画」の策定を支援する。	市立大曲病
く必要がある。		院
【想定】医薬品等を確保できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備	②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備	健康増進セ
・災害の初動期以降に必要となる医薬品、医療機器の流通備	・秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協	ンター
蓄を行う必要がある。	力のもと、災害の初動期以降に必要となる医薬品、医療機器	市立大曲病
	の流通備蓄を行う。	院
【想定】被災地での医療救護活動が滞る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チー	③災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チー	健康増進セ

ム) の配置

医療チーム)の配置、活動、医療機関への協力などの調整業務 遺医療チーム)の配置、活動、医療機関への協力などの災害 を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所一時の適切な救命医療・診療活動等を円滑に実施するため、調 等における診療活動等を円滑に実施する必要がある。

ム)の配置

・県と連携し、災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣 ・県と連携し、災害医療コーディネーター・DMAT(災害派 広域消防 整業務を計画的に整備する。

ンター

最悪の事態2-6 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」

【想定】避難所で疫病・感染症等が集団発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①平時からの感染症予防対策の強化	①平時からの感染症予防対策の強化	健康増進セ
・平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種及び臨	・定期予防接種及び臨時予防接種を推進し、予防知識の普及	ンター
時予防接種を推進する必要があるほか、予防知識の普及、啓	啓発を図る。	
発に努めていく必要がある。		
②感染症予防を考慮した避難所運営	②感染症予防を考慮した避難所運営	総合防災課
・不特定多数が参集する避難所において感染症が拡大する可	・不特定多数が参集する避難所において感染症が拡大する可	社会福祉課
能性があるため、国及び県のガイドライン等に基づき、感染	能性があるため、国及び県のガイドライン等に基づき、感染	
を未然に防ぐ避難所の開設・運営を考慮する必要がある。	を未然に防ぐ避難所の開設・運営要領の準備を推進する。	
③多様な避難要領の検討	③多様な避難要領の検討	総合防災課
・感染症感染のリスクを軽減するため、自宅避難、縁故避難、	・感染症感染のリスクを軽減するため、自宅避難、縁故避難、	社会福祉
車中避難等多様な避難要領を検討する必要がある。	車中避難等多様な避難要領の検討・普及を推進する。	
【想定】被災地での衛生環境が悪化する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④健康危機管理能力の向上	④健康危機管理能力の向上	健康増進セ
・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、	・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、	ンター
保健所と連携し、衛生対策を推進する必要がある。	保健所と連携し、衛生、防疫体制の強化を図る。	
⑤衛生資材等の備蓄	⑤衛生資材等の備蓄	総合防災課
・被災地で伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒	・伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マス	健康増進セ
液、マスク、ガウン等の衛生資材を事前に準備(備蓄)してお	ク、ガウン等の衛生資材を計画的な備蓄を推進する。	ンター
く必要がある。	・感染予防のために、パーテーションテント、ダンボールベ	

・感染予防のための、避難所開設資材の計画的な取得・備蓄 ッド等資材の計画的な備蓄を推進する。を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

- 麻しん、風しん混合ワクチン接種率 2期 94.4% 令和3年度
- ■衛生資材等の備蓄の推進

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」

【想定】業務が継続できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市の業務継続体制の強化	①市の業務継続体制の強化	総合防災課
・災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等	・「大仙市業務継続計画(BCP)」を策定済みであるが、機	各部局
を定めた「大仙市業務継続計画(BCP)」を策定しているが、	構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さら	DX推進課
さらに職員に周知を図る必要がある。	なる職員への周知に努める。	
・大規模自然災害等発生時には、安否確認や罹災証明書等の	・安否確認や罹災証明書等の災害応急対策や復旧対策に必要	
災害応急対策や復旧対策に必要な業務が増大することが予想	な業務を安定的に稼働させるために、必要な住民情報等デー	
されるため、必要な住民情報等データのバックアップや、シ	タのバックアップと機器の管理体制強化を徹底する。	
ステム停止による業務の停滞を防止するための体制を強化し		
ていく必要がある。		
【想定】市庁舍等が損壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②市庁舎の耐震性の強化	②市庁舎の耐震性の強化	財産活用課
・大曲庁舎(支所含む)は耐震診断・補強工事済みであるが、	・本庁舎は耐震診断・補強工事済みであるが、定期的な点検	
大規模地震等の際には施設機能に障害が発生する恐れがある。	と補修に努める。	
③災害対策本部機能移転	③災害対策本部機能移転訓練	総務課、
・大曲庁舎が被災した場合、災害対策本部機能等を各支所に	・各支所において災害対策本部機能を発揮できるよう移転計	総合防災課
移転できるよう予め計画する必要がある。併せて、災害対策		
本部の移転訓練を計画的に実施する必要がある。	実施する。	
④執務環境の整備	④執務環境の整備	総務課
・書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、平		各部局
素から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や	頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や	
避難通路スペースの確保に努める必要がある。	避難通路スペースの確保を徹底する。	
【想定】市庁舎等が停電する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤停電時の電源の確保	⑤停電時の電源の確保	財産活用課

・本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置	・本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置	
や蓄電池の設置が必要である。	や蓄電池を設置する。	
⑥停電対応訓練	⑥停電対応訓練	財産活用課
・停電時においても電源を確保し、優先業務を継続できるよ	・停電時でも、非常時優先業務を継続できるよう、定期的な	
う、定期的な訓練を行う必要がある。	訓練を実施する。	

- ■BCP(業務継続計画)の策定 策定済み(平成28年)→随時見直し
- ■ポータブル発電機の備蓄数(備蓄品) 51個(令和元年)→随時拡充
- ■ポータブル発電機の備蓄数(庁舎用) 4個(令和2年)→維持

【推進する事業】

■災害対策本部移転訓練

<u>目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</u>

最悪の事態 4-1 「地域交通ネットワークが分断する事態」

【想定】道路網が寸断される		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
再掲2-2-③道路施設の老朽化対策	再掲2-2-③道路施設の老朽化対策	道路河川課
・道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発	・道路施設の急速な老朽化に伴い、補修が必要と判断される	
生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判	箇所について、整備を推進する。	_

【想定】鉄道施設の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】	①鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】	総合防災課
・東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害による被害が予想	・引き続き、鉄道施設等の定期的な検査を行うほか、必要に	
される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要	応じて補強、取り替え等の対策を実施する。	
に応じて補強、取り替え等の対策を実施することとしている。	・引き続き、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、	
また、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参	非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備	
集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努	等に努める。	
めている。		

【重要業績評価指標】

- ■橋梁長寿命化修繕計画
 - 1,348橋の内、判定区分Ⅲ・Ⅳ 125橋 9%(令和元年)→目標:判定区分Ⅲ・Ⅳ 75橋 6%(令和6年)

【推進する事業】

- ■橋梁修繕: 姫神橋、大曲こ線橋、合貝跨線橋、笹台橋、半仙歩道橋、愛宕下跨線橋、刈和野こ線橋、馬場橋、横町橋
- ■トンネル修繕:遅沢トンネル

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガス等の供給機能の停止」

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①電力施設・設備の強化【東北電力(株)秋田発電技術セン	①電力施設・設備の強化【東北電力(株)秋田発電技術セン	総合防災課
ター、東北電力ネットワーク(株)大曲電力センター】	ター、東北電力ネットワーク(株)大曲電力センター】	
・東北電力(株)秋田発電技術センター、東北電力ネットワ	・引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させる	
一ク(株)大曲電力センターでは、水害、風害、雪害、地震	など、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとととも	
等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備に関す	に、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害	
る技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的	対策訓練の更なる充実に努める。	
な巡視、点検など保守業務にも万全を期すこととしている。		
【想定】石油類燃料が確保できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②石油類燃料の確保【秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部	②石油類燃料の確保【(秋田県石油商業協同組合大曲仙北支	総合防災課
との協定】	部との協定】	
・本市では、秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部と「災害	・災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体	
時燃料等応援協定」を締結しており、災害時の救援活動や災	制の強化を図る。	
害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請することとし		
ている。		
【想定】長期にわたりLPガスの供給機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③LPガス供給施設・設備の強化【社団法人秋田県LPガス	③ L P ガス供給施設・設備の強化【社団法人秋田県 L P ガス	総合防災課
協会大曲仙北支部との協定】	協会大曲仙北支部との協定】	
・本市では、秋田県LPガス協会大曲仙北支部と「災害時L	・引き続き、ガス供給設備の強靭化を推進するとともに、2	
Pガス等応援協定」を締結しており、災害応急対策業務等に	4時間365日の緊急出動体制を整える。	
必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給を要請する		
こととしている。		

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」

【想定】上水道等の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①水道施設の耐震化	①水道施設の耐震化	水道課
・大地震発生時における最低限必要な水道機能確保のため、	・施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の耐震化を	
施設の耐震化をさらに推進する必要がある。	計画的に推進する。	
②水道施設の老朽化対策	②水道施設の老朽化対策	水道課
・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を推進す	・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を推進す	
る必要がある。	る。	
③水道における業務継続体制の強化	③水道における業務継続体制の強化	水道課
・水道BCP(業務継続計画)は策定しているが、職員への周	・策定済みの水道BCP(業務継続計画)の、職員への周知	
知を図る必要がある。	に努める。	
【重要業績評価指標】		
■上水道給水区域内基幹管路耐震化率 39.7%(令和4年)→随時拡充		
■水道BCP(業務継続計画)の策定 策定済み(令和5年)		
【推進する事業】		
■神宮寺地区簡易水道事業 ■簡易水道事業施設機器等更新	計画 ■刈和野地区簡易水道事業 ■玉川浄水場更新事	業

「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」 最悪の事態 4-4

■老朽管更新事業

■統合型管路台帳システム構築事業

【想定】下水道機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①下水道施設の耐震化	①下水道施設の耐震化	下水道課
・大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、	・施設の耐震化を、さらに推進する。	
施設の耐震化をさらに推進する必要がある。		
②下水道施設の老朽化対策	②下水道施設の老朽化対策	下水道課
・下水道施設は老朽化が進んでいるため、 ストックマネジメ	・ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の老朽	

ント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進する必要があ	ル対策な推進する	I
る。	11日外来で1世座りる。	
③下水道における業務継続体制の強化	③下水道における業務継続体制の強化	下水道課
	・下水道BCP(業務継続計画)は策定済みであり、今後、計	, , , , , _ , , ,
画の実効性をさらに向上させる必要がある。	画の実効性をさらに向上させる。	
【想定】農業集落排水施設の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④農業集落排水施設の老朽化対策	④農業集落排水施設の老朽化対策	下水道課
・農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診	・老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない	
断を実施していない地区もあり、診断及び老朽化対策の計画	地区もあり、診断及び老朽化対策の計画的な実施を推進する。	
な実施を推進する必要がある。		
【想定】浄化槽の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤合併処理浄化槽の促進	⑤合併処理浄化槽の促進	生活環境課
・老朽化した単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換		
について、補助金制度を活用しながら促進する必要がある。	について、補助金制度を活用しながら引き続き促進する。	
【想定】し尿処理施設等の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥し尿処理施設の老朽化対策【大曲仙北広域市町村圏組合】	⑥し尿処理施設の老朽化対策【大曲仙北広域市町村圏組合】	大曲仙北広
・し尿処理施設は老朽化が著しく進んでいるため、計画的に		''' ' '''
施設の更新を図る必要がある。	画に基づき、新たなし尿処理施設となる汚泥再生センターの	組合
ター 民加州等の物土仕制の強烈	整備を実施する。	生活環境課
⑦し尿処理等の協力体制の確認 ※実が変化した相合、私口児環境事業物目知合児専業が大	⑦し尿処理等の協力体制の訓練	
● 災害が発生した場合、秋田県環境事業協同組合県曽支部人 仙美郷業者会と締結した協定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥	・災害時に速やかな連携活動が展開できるよう協定を結んで	
伽美州来有云と帰稿した協定に基づさ、し旅及び伊化僧乃に の処理が円滑に行われるよう、日頃から緊急時における連絡		
	వే.	
体制や業務遂行手順等を確認しておく必要がある。 【重要業績評価指標】		
【里安未積計価値係】 ■重要な幹線等の耐震化率(下水道) 管渠 59.2%(平	(成元年)	
■重要な特殊等の間長化学(下が道)	****	
■ 小児 日 と 1 (業務権税 計画)の 泉 定	• •	
■地震対象工量安な危壁物・ホンク物地設の耐震化率(展来集 【推進する事業】	1年JF/N/ 00. 1/0 (14月/11十/	
NEに)のず木】		

- ■農業集落排水事業(機能強化)
- ■浄化槽設置整備事業

- ■公共下水道事業(ストックマネジメント、農集排公共接続)
- ■し尿処理場施設修繕事業 ■し尿処理場施設整備事業

最悪の事態4-5 「信号機の全面停止による重大交通事故の多発」

【想定】信号機が全面停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①停電時の信号機滅灯対策【秋田県警察本部】	①停電時の信号機滅灯対策【秋田県警察本部】	総合防災課
・災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電	・災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電	
源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進する	源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進して	
必要がある。	いる。	
・大仙警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時	・大仙警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時	
には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととして	には信号機にケーブルを接続して電源供給を計画している。	
いる。		

【重要業績評価指標】

- ■自動起動型信号機電源付加装置の整備促進
- ■電池式信号機電源付加装置の整備促進

最悪の事態 4-6 「電話 、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」

【想定】長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止す		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①電話施設・設備の強化【東日本電信電話(株)秋田支店】	①電話施設・設備の強化【東日本電信電話(株)秋田支店】	総合防災課
・東日本電信電話(株)秋田支店では、地震、火災、風水害等	・引き続き、災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ル	
に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を	ート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル	
行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機	衛星等の災害対策機器を配備し、通信の途絶を防止する。ま	
器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害	た、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難	
時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡	者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電	
手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公	話(特設公衆電話)の事前配備を本市と連携して推進する。	

衆電話)の事前配備を本市と連携して推進している。		
②携帯電話設備等の信頼性向上【(株)ドコモCS東北秋田支	②携帯電話設備等の信頼性向上【(株)ドコモCS東北秋田支	総合防災課
店】	店】	
・(株)ドコモCS東北秋田支店では、近年の激甚化する気象	・(株)ドコモCS東北秋田支店では、近年の激甚化する災害	
災害へ対応するため、広域・長時間停電への備え強化、重要	に対応するため広域・長時間停電への備え強化、重要通信の	
通信の確保・信頼性向上、通信サービスの早期復旧、被災地	確保・信頼性向上、通信サービスの早期復旧、被災地支援強	
支援強化等の取組みを行っている。	化等の取組みを継続していく。	

■指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置数 130施設、228回線(平成30年)→随時見直し

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 「企業・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」

【想定】市内企業の施設等の損壊、火災、爆発等		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市内企業における業務継続体制の強化	①市内企業における業務継続体制の強化	企業立地推
・市内誘致企業のBCP(業務継続計画)の策定を促進するた	・市内誘致企業のBCP(業務継続計画)の策定を促進するた	進課
め、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。	め、計画の必要性について普及啓発を図る。	広域消防
・各企業ごと消防計画に基づいた訓練等行う必要がある。	・各企業ごとの防災訓練等の普及啓発を図る。	
【想定】大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②大規模商業施設等における業務継続体制の強化	②大規模商業施設等における業務継続体制の強化	商工業振興
・市内大規模商業施設のBCP(業務継続計画)の策定を促進	・市内大規模商業施設のBCP(業務継続計画)の策定を促進	課
するため、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。	するため、計画の必要性について普及啓発を図る。	広域消防
・各商業施設ごと消防計画に基づいた訓練を行う必要がある。	・各商業施設ごと防災訓練等の普及啓発を図る。	
【操准する事業】		

【推進する事業】

- ■各企業及び大規模商業施設のBCPの策定促進
- ■各企業及び大規模商業施設ごとの防災訓練

最悪の事態 5-2 「農業の停滞」

【想定】農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①農林業生産基盤の耐震化、老朽化対策	①農林業生産基盤の耐震化、老朽化対策	農業振興課
・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基	・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基	農林整備課
盤の耐震化を推進する必要がある。	盤の耐震化を推進する。	
・県営ほ場整備事業を、計画に基づき進めていく必要がある。	・県営ほ場整備事業を、計画に基づき進めていく。	

■県営ほ場整備事業の計画的な実施

【推進する事業】

- ■農地集積加速化基盤整備事業
- ■農地耕作条件改善事業

- ■農地中間管理機構関連農地整備事業
- ■中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

■戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

最悪の事態 5-3 「商工業、観光業等の停滞」

【想定】商工業施設、観光施設の倒壊等により、長期にわたって商工業・観光活動が停滞する			
脆弱性の評価結果等 最	悪の事態を回避するための推進方針	担当部局	
①商工業施設、観光施設等の耐震化 ①商工業施設	は、観光施設等の耐震化 観	見光振興課	
▶・商工会議所及び施設管理者等と連携し、商工業施設、観光 ▶・商工会議所	及び施設管理者等と連携し、商工業施設、観光│商	所工業振興	
施設等の耐震化を促進する必要がある。	化を促進する。 課	k	
・被災後の事業の早期復旧と経営再建に関する講習会等を開 ・被災後の事	業の早期復旧と経営再建に関する講習会等を開		
催できるよう事前の準備を計画する必要がある。 催できるよう	事前の準備を計画する。		
②宿泊施設の耐震化の促進 ②宿泊施設の	耐震化の促進 観	見光振興課	
・宿泊施設の耐震化を促進し、宿泊客の安全を図る必要があ ・宿泊施設の	耐震化を促進し、宿泊客の安全を図る。		
る。			

【推進する事業】

- ■事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営再建に関する講習会等の実施
- ■宿泊施設の耐震化の促進

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 「ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」

【想定】ため池が決壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①ため池ハザードマップの整備	①ため池ハザードマップの整備	農林整備課
▶・防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模なた	・防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模な	
め池)について、県、ため池管理者、関係集落等と連携しなが	ため池)について、県、ため池管理者、関係集落等と連携し、	
らハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要が		
ある。	する。	
②農業用ため池の整備	②農業用ため池の整備	農林整備課
・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められ	・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められ	
るため池については、県、ため池管理者等と連携しながら補		
修、補強等を進める必要がある。	修、補強等を進める。	
【想定】防災施設が損壊、または機能不全に陥る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
再掲 1-2②河川関連施設の老朽化対策	再掲1-2②河川関連施設の老朽化対策	道路河川課
・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るも	・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を	
のであり、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進す	推進する。	
る必要がある。		
【重要業績評価指標】		
■ため池ハザードマップの公表数 80地区(平成28年)	→目標:143地区(令和3年)	
【推進する事業】		
■農村地域防災減災事業 ■農業水利施設保全対策事業	■農業水路等長寿命化・防災減災事業	
■かんがい排水事業 ■特定農業用管水路等特別対策	等事業	

最悪の事態6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」

■特定農業用管水路等特別対策事業 ■中山間地域等直接支払交付金事業

■農業水利施設保全対策事業

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する			
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局	
①治山対策	①治山対策	農林整備課	
・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスク	・荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を		
が高まっており、国や県では山地災害危険地区の周知と併せ	受け、山地災害危険地区を周知する。また山地災害危険地区		
て、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を推進	内で崩壊の危険性が高い箇所については緊急予防治山事業や		
している。	予防治山事業で対応する。		
②農業・農村の多面的機能の確保	②農業・農村の多面的機能の確保	農林整備課	
・洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業、	・農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での		
農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農	農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援す		
業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する	る。		
必要がある。			
③農業水利施設の保全管理	③農業水利施設の保全管理	農林整備課	
・基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものにつ	・基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路等)のうち、詳細な		
いては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化	診断を要するものについては、県、土地改良区等と協議し劣		
対策を推進する必要がある。	化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を推進		
	する。		
④森林整備	④森林整備	農林整備課	
・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成	・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成		
のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推	のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推		
進する必要がある。	進する。		
【重要業績評価指標】			
■農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる	■農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数		
137組織(令和2年)→広域化を推進			
■人工林間伐面積 496ha (令和3年)			
【推進する事業】			
■森林経営管理制度事業 ■多面的機能支払交付金事	事業 ■重点戦略作物作付等推進事業 ■農村地域防	i災減災事業	

■農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■かんがい排水事業

■中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」

【想定】災害廃棄物処理が滞る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①災害廃棄物処理等の協力体制の確認	①災害廃棄物処理等の協力体制の訓練	生活環境課
・災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会等と締結した	・災害時に速やかな連携活動が展開できるよう協定を結んで	
協定に基づき、災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、	いる関係機関と協力し、定期的に実践を想定した防災訓練を	
日頃から緊急時における連絡体制や業務遂行手順等を確認し	実施する。	
ておく必要がある。		
②災害廃棄物の処理体制の整備	②災害廃棄物の処理体制の整備	生活環境課
・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築	・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築	
するため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮	するため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の	
置き場候補となる土地を選定する必要がある。	仮置き場候補となる土地を選定、リスト化する。	
【重要業績評価指標】		
■災害廃棄物処理計画 策定済み(令和元年)		_

最悪の事態 7-2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①災害対応に不可欠な建設業との連携	①災害対応に不可欠な建設業との連携	総合防災課
・本市では、災害時の迅速な応急復旧に対応するため、大仙	・引き続き、災害復旧協定を締結している建設関係団体等と	
市建設業協会連合会、大曲仙北電気工事協同組合、大仙・美	の連携強化を図る。	
郷管工事組合と災害復旧協定を締結している。引き続き建設		
関係団体等との連携強化を図る必要がある。		

【想定】ボランティアの受け入れが円滑に進まない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②災害ボランティアセンターの設置・運営	②災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉課
・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設	・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設	交流振興課
置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協	置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協	
議会が策定した「災害ボランティアセンター立ち上げ・運営	議会等と連携して「災害ボランティアセンター立ち上げ・運	
マニュアル」を随時改定する必要がある。	営マニュアル」を随時改定する。	
・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する必要が	・災害時ボランティア団体の事前登録を推進する。	
ある。	・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する。	
③災害ボランティアコーディネーターの養成	③災害ボランティアコーディネーターの養成	社会福祉課
・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコー	・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコー	
ディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養	ディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養	
成研修の受講を推進する必要がある。	成研修の受講を推進する。	
【重要法型在长锤】		

- ■災害時における応急対策活動協力に関する協定 締結済み(平成22年)
- ■災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル 策定済み→随時改定

最悪の事態 7-3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助の向上	①市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助の向上	総合防災課
・災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界が	・災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界が	
あるため、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域住	あるため、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域住	
民同士がお互いに助け合うという「共助」の意識を向上し地	民同士がお互いに助け合うという「共助」の意識を向上し地	
域での取組みを促進する必要がある。	域での取組みを促進する。	
②防災組織の強化・活性化	②防災組織の強化・活性化	総合防災課
・地域の防災力を向上させるため、地域防災リーダーである	・地域の防災力を向上させるため、地域防災リーダーである	
防災士の活用、自主防災組織の活動を支援することにより組	防災士の活用、自主防災組織の活動を支援することにより組	

織の活性化を図る必要がある。	織の活性化を図る。	
再掲 1-6-①自主防災活動の充実・強化	再掲 1-6-①自主防災活動の充実・強化	総合防災課
・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地	・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地	
域住民に対し、自主防災組織の活動をさらに働きかける必要	域住民に対し、自主防災組織の活動を働きかける。	
がある。		
再掲2-3-②消防団への加入促進	再掲2-3-②消防団への加入促進	
・減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うと	・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、更なる	
ともに、加入促進を行う必要がある。また、消防団協力事業	加入促進を図る。また、消防団協力事業所及び消防団応援の	
所及び消防団応援の店登録数の拡充を継続して促進する必要	店登録数の拡充を継続して継続して促進する。	
がある。		
【重要業績評価指標】		_

【里罗美額評価指標】

- 91.6% (令和5年)→随時拡充 ■自主防災組織率
- ■消防団員数の条例定数充足率 77.3% (令和4年)→随時拡充
- ■消防団協力事業所数 24事業所(令和5年)→随時拡充
- ■消防団応援の店事業所数 48事業所(令和5年)→随時拡充

目標8 新たな感染症等が発生しても、感染対策を徹底し社会活動を停滞させない

最悪の事態8-1 「市の行政機能が機能不全に陥る」

【想定】市役所職員及び家族等が感染症に感染し、行政機能か	「停滞する。	
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①業務継続体制の見直し	①業務継続体制の見直し	総務課
・市役所職員及び家族等が感染症に感染した場合、該当職員	・停滞なく業務を行うため、各部局ごとの業務継続計画(B	総合防災課
が所属する部局の閉鎖・消毒、関係職員の勤務停止等により	CP) の見直しを行う。	各部局
業務を行う機能・能力が大幅に低下するため、対策を講じる	・感染者(疑いを含む。)発生に基づく出勤基準等を整備す	
必要がある。	る。	
②職員・庁舎等での感染対策	②職員・庁舎等での感染対策	総合防災課
・感染予防のため職員の健康管理を行うとともに、庁舎等で	・感染予防のため職員の健康管理を行うとともに、庁舎等に	各部局
の衛生管理を徹底する必要がある。	おいて定期的な施設の消毒等の衛生管理を徹底する。	
③庁舎機能の移転	③庁舎機能の移転	総務課
・職員が感染した場合、該当施設の消毒及び施設閉鎖に伴う	・職員が感染した場合、該当施設の消毒及び施設閉鎖に伴う	総合防災課
代替施設への機能移転及び代替職員を配置する必要がある。	代替施設への機能移転及び代替職員の指定を準備する。	各部局
【想定】小・中学校等で集団感染が発生する。		
④小学校・中学校等での感染対策	④小学校・中学校等での感染対策	総合防災課
・小学校・中学校等での集団感染を未然に防ぐため、生徒及	・小学校・中学校等での集団感染を未然に防ぐため、生徒及	教育指導課
び職員等の健康状態を確認する必要がある。また、マスク、	び職員等の健康状態の継続的な確認を準備する。	
消毒液、体温計等の衛生資材を配布する必要がある。	・感染予防のためマスク、消毒液、体温計等の衛生資材の先	
・感染拡大を防止するため、感染児童・生徒(濃厚接触者等	行的な配布を準備する。	
を含む) が所属する学校の時宜に即した消毒・臨時休校の処	・保健所及び関係機関等と連携し、消毒、臨時休校の処置を	
置を実施する必要がある。	準備する。	

最悪の事態8-2 「感染者が多数発生し、医療崩壊が発生する」

【想定】市内において感染者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①感染予防・早期受診(検査)を促進する情報の発信	①感染予防・早期受診(検査)を促進する情報の発信	総合防災課
・感染予防に関する注意喚起、早期受診(検査)を促すとと	・感染予防に関する注意喚起、早期受診(検査)を促すとと	広報公聴課
もに、正しい情報を市民に浸透させるため、HP・SNS、	もに、正しい情報を市民に浸透させるため、HP・SNS等	
広報誌等様々な媒体を利用して、速やかに情報を発信する必	による情報の発信を実施する。	
要がある。	・広報紙、緊急広報等の全戸配布により、漏れの無い情報発	
	信を準備する。	
	・IT情報へのアクセスが難しい高齢者等への情報伝達手段	
	として防災ラジオの活用や広報誌、緊急広報等による全戸配	
	布、日本語を母国語としない方への「やさしい日本語」や多	
	言語での表記など、漏れの無い情報発信を実施する。	
②感染予防資材の配布	②感染予防資材の配布	総合防災課
・高齢者・妊婦等要配慮者への感染を防止するため、マスク	・高齢者・妊婦等要配慮者への感染を防止するため、マスク	
等の衛生資材を優先的に配布する必要がある。	等衛生資材の優先的配布を実施する。	
③感染症仮設診療所等の設置	③感染症仮設診療所等の設置	健康増進セ
・感染症が発生した際、多くの市民が早期に受診又は検査を	・感染症が発生した際、多くの市民が早期に受診または検査	ンター
受けられるよう感染症仮設診療所等を設置する必要がある。	をうけられるよう、県及び関係医療機関等と調整し感染症仮	
	設診療所等を設置する。	
④感染対策に関する調査及び対処要領の確立	④感染対策に関する調査及び対処要領の確立	総合防災課
・適時適切な感染対策を行うために、サーベイランスにより	・地域別、年代別感染者、感染規模、発生段階、重症度段階	健康増進セ
感染状況を把握分析し、感染対策を実施していく必要がある。	等に関する感染情報の収集・分析を実施する。	ンター
	・自宅待機者、入院者、死亡者に関する情報収集を実施する。	
	・感染段階に応じた対策を「大仙市新型インフルエンザ等対	
	策行動計画」に基づき実施する。	
⑤相談窓口等の設置	⑤相談窓口等の設置	総合防災課
・多くの市民が感染拡大に対する不安を抱えている状況が予	・市民からの不安や質問に対応するコールセンター・相談窓	健康増進セ
想されるため不安を軽減できるよう体制を整備する必要があ	口等を設置し、相談対応及びカウンセリング等を実施する。	ンター
る。		

|再掲2-6-5衛生資材等の備蓄

- ・被災地で伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒 · 伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マス 健康増進セ 液、マスク、ガウン等の衛生資材を事前に準備(備蓄)してお ク、ガウン等の衛生資材を計画的な備蓄を推進する。 く必要がある。
- ・感染予防のための、避難所開設資材の計画的な取得・備蓄リッド等資材の計画的な備蓄を推進する。 を推進する必要がある。

|再掲2-6-5衛生資材等の備蓄

- ・感染予防のために、パーテーションテント、ダンボールベ

|総合防災課| ンター

最悪の事態8-3 「感染症が拡大し、市民生活が混乱する。」

【想定】公共施設・商業施設等の利用を通じ、感染が拡大する)) (
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①公共施設等での感染対策	①公共施設等での感染対策	生涯学習課
・公共施設等での集団感染を未然に防ぐため、職員及び利用	・公共施設等での集団感染を未然に防ぐため、職員等の健康	観光振興課
者の健康状態を確認する必要がある。また、消毒、マスクの	状態を把握するとともに施設利用者の健康状態の確認を実施	
着用等、感染予防を徹底する必要がある。	する。また施設利用者に対し手指消毒、マスク着用等につい	
・市が保有・管理する体育館、公民館、図書館、温泉宿泊施	て指導する。	
設等は、不特定多数の人が集まり感染の可能性が高まるため	・感染防止の観点から、市が保有・管理する体育館、公民館、	
施設の利用を制限する必要がある。	図書館、温泉宿泊施設等の利用制限を実施する。	
②商業施設等への協力依頼	②商業施設等への協力依頼	商工業振興
・国及び県の各種施策と連携し、感染予防処置等に関してス	・国及び県の各種施策と連携し、個別訪問・文書配布等によ	課
パーマーケット・ホームセンター等の各事業者に協力を呼び	りスーパーマーケット・ホームセンター等の各事業者に感染	
かける必要がある。	予防に関する協力を依頼する。	
【想定】感染症の影響により、経済活動が停滞する		
③経済対策等の推進	③経済対策等の推進	財政課
・感染症の影響により、収入が減少し経済的に困窮した世帯	・感染症の影響により、収入が減少し経済的に困窮した世帯	総合政策課
の救済、停滞した企業・商業活動を活性化させるため、各種	の救済、停滞した企業・商業活動を活性化させるため、国・	
施策を実施する必要がある。	県と連携し各種施策を実施する。	
【推進する事業】		
■ 佐 4 次 ++ 炊 の 供 芋		

┃■衛生資材等の備蓄